



製品安全データシート

Material Safety Data Sheet

1. 製品／会社情報

製品名	ヒッポーライナー B 剤
種類	合成樹脂塗料 (2 液性)
主な用途	業務用 (車両荷台用コーティング／防錆塗料)
製造者 名称	DOMINION SURE SEAL LTD. (ドミニオンシュワシユール社)
住所	6175 Danville Road, Mississauga, Ontario Canada, L5T 2H7
電話	(905) 670-5411 (Canada)
輸入者 名称	株式会社 グリーンメープルケミカル
住所	〒 532-0004 大阪市淀川区西宮原 2 丁目 7-5 3 マルタビル 7F
電話／FAX	06-6395-2258 Fax06-6395-2765
担当／作成者	岩中 明郎
緊急連絡先電話／FAX	06-6395-2258 Fax06-6395-2765
作成、改定	2011 年 1 月 5 日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

○物理化学的危険性

火薬類	分類対象外
可燃性 (引火性ガス)	分類対象外
可燃性 (引火性エアゾール)	分類対象外
支燃性 (酸化性ガス)	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分2
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体分類	対象外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分外

○健康に対する有害性

急性毒性 (経口)	区分外
急性毒性 (経皮)	区分外
急性毒性 (吸入：ガス)	分類対象外
急性毒性 (吸入：蒸気)	区分外
急性毒性 (吸入：粉じん、ミスト)	分類対象外
急性毒性 (吸入：粉じん、ミスト)	区分外
皮膚腐食性・刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
呼吸器感作性	区分外
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1 (中枢神経系)
	区分3 (麻酔作用)
	区分3 (気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分1 (呼吸器、中枢神経系、腎臓、肝臓)
吸引性呼吸器有害性	区分1
環境に対する有害性	
水生環境急性有害性	急性3
水生環境慢性有害性	区分外





注意喚起語：危険

危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 眼刺激
- 皮膚刺激
- 発がんのおそれの疑い
- 遺伝性疾患のおそれ
- 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- 中枢神経系の障害
- 眠気及びめまいのおそれ
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝臓、肺の障害
- 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意事項

○安全対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
呼吸用保護具を着用すること。
換気が十分でない場合には呼吸用保護具を着用すること。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
粉じんを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

○応急措置

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。
呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。

○保管

容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。

○廃棄

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 物質の特定および有害性情報

成分名	CAS No.	含有量 (wt%)	P R T R法該当物質
トルエン	101-68-8	25%	1種
酸化アルミニウム	1344-28-1	1%未満	-
カーボンブラック	1333-86-4	1%未満	-

4. 応急処置

- 吸入した場合： 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合： 汚染された衣類を脱ぐこと。
皮膚を速やかに洗浄すること。
多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
- 目に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。
次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。
医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：



吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失。

皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。

眼に接触すると、発赤、痛み。

飲み込むと、灼熱感、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失。

5. 火災時の処置

- 消火剤：
小火災時：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
大火災時：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤：棒状注水
- 特有の危険有害性：
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
引火性液体及び蒸気。
- 特有の消火方法：
引火点が極めて低い
散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の処置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
作業者は、適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、保護めがね等）を着用する。
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
風上に留まる。
低地から離れる。
密閉された場所に立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項：
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
環境中に放出してはならない。
付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置する。
- 回収、中和：
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
封じ込め及び浄化の方法・機材：危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策：
付近にあるすべての発火源、高温物体および可燃物を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
衝撃、静電気で火花が発生しない材質の用具を用いて回収する。

7. 取扱上の注意

- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- 保護具
 - 呼吸器系
有機ガス用防毒マスクを着用する。
密閉された場所では送気マスクを着用する。
その有害性物質に対して適切に保護できるマスクを着用する。
 - 目
保護めがねを着用する。
 - 皮膚
有機溶剤または化学製品が浸透しない材質の手袋を着用する。
 - その他
塗料の取り扱いに適した服装とする。
皮膚、粘膜、又は着衣に直接触れない。
目に入らないように適切な保護具を着用する。
作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- 設備
取扱設備は防爆型を使用する。
排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。



14. 輸送上の注意

取扱及び保管上の注意の項の記載に従う。

運搬に際しては、転倒・落下・損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

- 陸上輸送 それぞれの該当法律に定められた運送方法に従う。
- 海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。
- 航空輸送 航空法に定めるところに従う。
- 国連番号 UN1139 PG II Class3

15. 主な適用法令

労働安全衛生法施行令	引火性の物
有機溶剤中毒防止規則	第2種有機溶剤等
消防法	危険物第4類 引火性液体 第1石油類 非水溶性液体
PRTR法	トルエン (第一種 物質番号227)
	悪臭防止法

18. その他

主な引用文献

- ・日本塗料工業会編集「物質データベース」第4版 日本塗料工業会
- ・日本塗料工業会編集「製品安全データシート・ガイドブック」第4版 日本塗料工業会
- ・溶剤ハンドブック
- ・国際化学物質安全カード (ICSC)

注意

このMSDSは、製造者より現時点で入手した資料に基づいて作成しております。

当該製品の危険・有害性に関する情報及び評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。

ご使用者の責任において安全な取扱方法をお決めください。

このMSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。

記載内容の中で含有量・物理化学的性質などの値は当該製品の品質とは関係ありません。

この安全情報は国の規制を含む、(社)日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていません。

安全操業や排出・廃棄等の場合に配慮すべきことは、当該自治体の規制に従い対処してください。